

勝山市監査公表第 6 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 8 月 21 日

勝山市監査委員 藤 村 敏 夫

勝山市監査委員 帰 山 寿 憲

令和5年度 財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査種別 公の施設の指定管理者監査
2. 監査対象 対象施設 野向町コミュニティセンター
指定管理者 特定非営利活動法人 まちづくりのむきの会
市所管課 総務課
3. 監査期間 令和5年6月14日～6月27日
4. 監査対象年度 令和4年度、令和5年度（一部）
5. 監査対象事項 野向町コミュニティセンター管理業務に係る出納その他の事務
6. 監査方法 令和4年度及び令和5年度（一部）における指定管理に係る出納その他の事務について、関係法令、協定書等に沿って適正に執行されているかを主眼において実施した。監査に当たっては、市所管課及び指定管理者より関係書類の提出を求め審査をするとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

7. 指定管理の状況

施設名称	野向町コミュニティセンター
指定管理者	特定非営利活動法人 まちづくりのむきの会
指定管理期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）
指定管理料	年間10,784千円

8. 監査結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。一部には次のとおり、注意又は改善を要するものが見受けられた。今後の事務執行に当たってはこれらに十分留意するとともに、その措置を講じられるよう求めた。

○共通事項（市担当課、指定管理者）

【指導事項】

1. コミュニティセンターの時間外の施設利用について

野向町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例や指定管理施設の管理運営業務仕様書によれば、開館時間は午前8時30分から午後5時15分となっているが、市の承認を受けずに時間外の貸し出しを行っている事例が見受けられた。今後は適切な事務処理に努めるよう求めた。

2. 図書の購入について

コミュニティセンターの図書は勝山市所有の備品Ⅰ種に位置づけられるが、新規購入は指定管理者の自由裁量となっている。基本協定書では備品Ⅰ種は基本的に市が購入することになっており、図書の扱いについて整合性がとれるよう検討することを求めた。

○指定管理者（野向町コミュニティセンター）

【指導事項】

1. 備品の管理について

コミュニティセンターには指定管理用の備品Ⅰ～Ⅲ種や、にこにこ交付金事業等で購入した備品が混在している。それらの備品についてラベルや台帳で区別ができるよう適正な管理を求めた。

2. コピー会計について

指定管理業務の決算書にコピー会計の収支が含められていなかった。指定管理者の経費でコピー機をリースし、コピー等のサービスを行っていることから、決算書の中に収支を含めるよう求めた。

3. NPO 法人の受取会費について

NPO 法人の活動報告について、野向区長会から25万円の受取会費があるが、NPO 法人の定款では会費は正会員の個人が1,000円、団体が2,000円、賛助会員の個人が500円、団体が1,000円となっており、会員から会費を徴収することになっている。今後は活動報告と定款の整合性がとれるように検討するよう求めた。

【所見】

1. ソフトウェアの備品登録について

パソコン用ソフトウェアが備品として登録されている事例が見受けられた。ソフトウェアは、ライセンスを受けて使用していることを考えれば、使用料及び賃借料として取り扱うべきで、担当課と協議のうえ、その運用を検討するよう求めた。

2. 未払金の取り扱いについて

未払い金として1千万円を超える金額が決算書に計上されているが、その金額を計画的に減少させていく取り組みを求めた。

○担当課（勝山市 総務課）

【指摘事項】

1. 第三者委託について

第三者委託について、その費用は指定管理者が負担すべきものだが、基本協定書では

市が負担する記述になっていた。また、備品 I 種の取り扱いについて、基本協定書では指定管理者が購入し、仕様書では市が購入する矛盾した記述になっていた。今後はこういった単純なミスが起こらないよう再発防止を徹底するよう求めた。

2. 自動車任意保険について

基本協定書の損害賠償保険について、搭乗者傷害の記載項目はあるが、補償内容が記載されていなかった。今後は基本的な補償内容も記載するよう求めた。

【指導事項】

1. 指定管理業務と自主事業について

基本協定書や仕様書の指定管理業務について、具体的な内容が記述されていないため、自主事業との区別が難しいものが多数含まれていた。これまで公民館で実施してきた事業や地域の活性化につながるものは指定管理業務に含めるなど、業務内容の明確化を検討するよう求めた。

2. 館内清掃について

業務仕様書では館内清掃は休館日を除く毎日行うことになっているが、実際は毎日行っていなかった。今後は実情に応じた業務となるよう、仕様書の内容を検討することを求めた。

【所見】

1. 指定管理期間中の賃金水準の変動について

指定管理期間中に賃金水準が変動した場合の記述が基本協定書等になかった。今後は期間の 2 年目以降の指定管理料について、変動分が指定管理料に反映されるよう検討することを求めた。